

## 東京レポ・レート（レファレンス先平均値）のレファレンス先の2007年度公募について

日本銀行は、東京レポ・レート（レファレンス先平均値）（以下「東京レポ・レート」）の作成・公表に向けて、レファレンス先を以下のとおり公募します。

### 1. 東京レポ・レートの作成・公表事務の概要

東京レポ・レートの作成・公表においては、レファレンス先は、毎営業日、GCレポ<sup>1</sup>の午前11時時点のマーケット・レート（各レファレンス先が同時点の市場実勢とみなしたレート）を、午前11時45分までに日本銀行から事務委託を受けた者（以下「事務受託者」）に報告します<sup>2</sup>。事務受託者は各レファレンス先から報告を受けたレートの平均値を作成し、平均値および各レファレンス先の報告レートを公表します。

—— 東京レポ・レートの概要については、別紙1を参照。

—— 東京レポ・レートの作成・公表事務の概要については、別紙2を参照。

### 2. レファレンス先の公募・選定

1. を踏まえて、以下の手続きにより、レファレンス先を公募・選定します。

#### (1) レファレンス先数

レファレンス先となることを希望する先の中から、20先前後（15～25先程度）を選定します。

—— 最終的な先数は、応募先によってレファレンス先の市場カバレッジが異なり得る点を踏まえて、十分な市場カバレッジを有するように、日本銀行が決定します。

---

<sup>1</sup> GC (General Collateral) レポとは、レポ取引（債券現先取引および現金担保付債券貸借取引）のうち、実質的に債券担保の資金貸借を主目的とする取引をいいます。

<sup>2</sup> 日本銀行は、東京レポ・レートの作成・公表事務の一部を株式会社QUICKに外部委託します。詳しくは、「東京レポ・レート（レファレンス先平均値）の算出等事務の受託者の選定にかかる一般競争入札の結果について」（2007年7月30日。<http://www.boj.or.jp/type/release/zuiji07/tanki0707e.htm>）を参照。

## (2) レファレンス先であるための基準

レファレンス先は、日本銀行が、以下の3つの基準を総合的に勘案して選定します。ただし、今回は初回の選定であることから、③が適用される先はありません。

- ① 本邦においてレポ取引（債券現先取引および現金担保付債券貸借取引）を活発に行っていること
- ② 信用力、レピュテーションに問題がないこと
- ③ レート呈示の実績に問題がないこと（既往先の継続の場合）

## (3) レファレンス先としての役割

東京レポ・レートの適切な運営を確保する観点から、レファレンス先には以下の役割を遵守することを求めます。

- ① レファレンス先としての事務を正確かつ迅速に行うこと
- ② レートの適切性や取引の公正性を確保する観点から、他のレファレンス先との間で報告レートの水準について事前の情報交換・調整を行わないこと
- ③ 東京レポ・レートの適切な運営や信頼性確保に積極的に協力すること

## 3. レファレンス先の選定替え

レファレンス先は、概ね年1回の頻度で選定替えを行います。

## 4. レファレンス先への応募

### (1) 応募の方法

レファレンス先となることを希望する先は、「東京レポ・レートのレファレンス先選定依頼書」（別紙3）を2007年8月2日（木）～8月8日（水）までに下記の提出先に持参または郵送にて提出してください（持参して提出する場合には、日本銀行の毎営業日10時～16時に提出してください）。インターネットメール、FAX送信による提出は認めません。郵送の場合は、2007年8月8日（水）に「必着」をお願いします。

なお、応募に際し、2. (2) のレファレンス先であるための基準の①を

判断するため、レポ取引残高に関する計数をご提出頂く場合があります。具体的には、「債券貸借取引状況」(日本銀行金融市場局に対する月次報告)、「短期金融市場取引に関するアンケート」(日本銀行金融市場局が2006年6月および10月に実施したアンケート)のいずれかまたは両方をご提出頂いていない場合には、日本銀行がこれに準ずると認める計数をご提出頂きます。

—— これらの計数の報告書式などについては、下記の<提出先>までご相談ください。

<提出先>

〒103-8660 東京都中央区日本橋本石町2-1-1

日本銀行金融市場局金融市場企画担当 寺山

(03 - 3277 - 1280)

## (2) 応募に関する留意事項

公募締切日を過ぎた依頼書等の提出は認められません。また、(1)でお示した依頼書等以外の資料を追加的にご提出頂く場合があります。

## 5. レファレンス先の選定結果の通知および公表

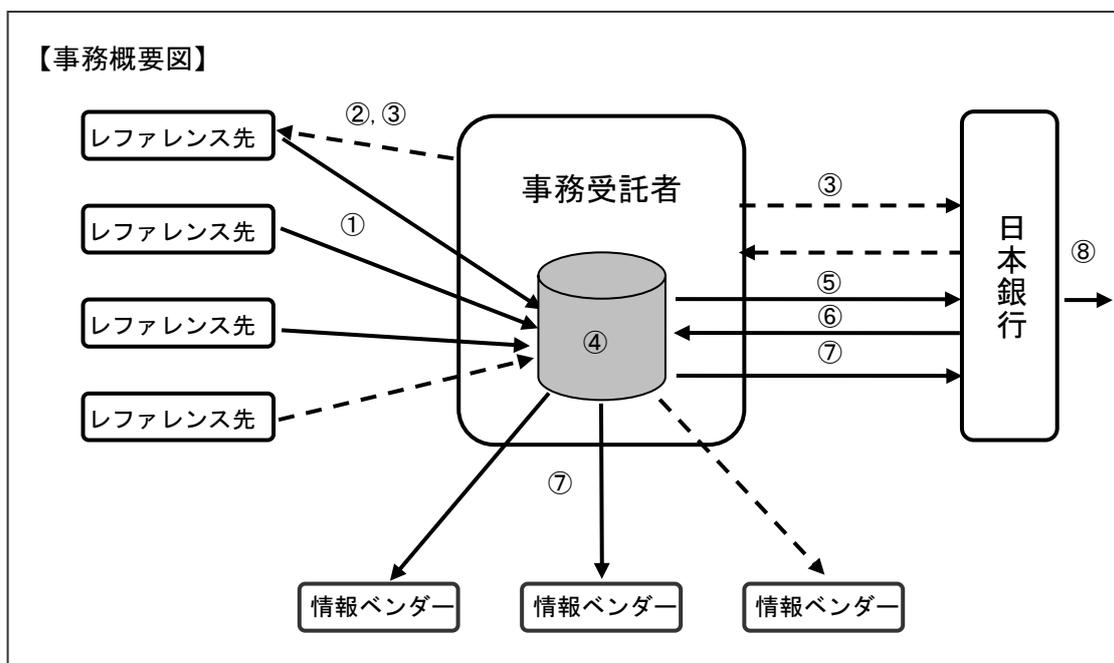
日本銀行は、適宜の方法により、レファレンス先として選定された金融機関等に選定結果を通知するとともに、同金融機関等の名称を公表します。

以 上

## 東京レポ・レート（レファレンス先平均値）の概要

|                |  |
|----------------|--|
| 呼称             | ・「東京レポ・レート（レファレンス先平均値）」(和文)、「Tokyo Repo Rate(reference institutions average)」(英文)。 |
| 作成方法           | ・レファレンス方式（特定時点の市場実勢レートを主要な市場参加者が報告し、報告レートの平均値を算出）。                                 |
| レファレンス先        | ・20 先前後を選定。<br>・公募制とし、概ね年に 1 回の頻度で選定替えを行う。   |
| レファレンス先の選定基準   | ・取引を活発に行っていること。<br>・信用力、レピュテーションに問題がないこと。<br>・レート呈示の実績に問題がないこと（既往先の継続の場合）。         |
| 対象取引           | ・GC レポ（債券現先および現金担保付債券貸借）。  |
| レートの定義         | ・マーケット・レート（各レファレンス先が、特定時点の市場実勢とみなしたレート）の一本値。                                       |
| 対象期間           | ・翌日物（T+0、T+1、S/N <T+2>）、1W、2W、3W、1M、3M、6M、1Y。                                      |
| 基準時点、報告時点、公表時点 | ・レファレンス先は、午前 11 時時点のレートを午前 11 時 45 分までに報告。<br>・公表時点は検討中。                           |
| 算出方法           | ・報告レートの上下 15%ずつ（レファレンス先が 20 先であれば上下 3 先ずつ）を除いた平均値を算出。                              |
| 作成・公表主体        | ・当面、日本銀行が行う。   |
| その他            | ・レファレンス先の個社レートを公表。   |

## 東京レポ・レート作成・公表事務の概要



- ① レファレンス先は、毎営業日、午前 11 時時点のマーケット・レート（レファレンス先が同時点の市場実勢とみなしたレート）を、午前 11 時 45 分までに事務受託者に電子的通信手段により報告する。  
 ——具体的には、事務受託者の専用端末経由、これにより難しい場合は電子メールにパスワードを付した EXCEL 等のファイルを添付して送付することにより行う。
- ② 事務受託者は、レファレンス先から報告されるレートの内容を確認し、異常値（詳細は日本銀行が指定する）または報告レートの記載漏れがあった場合には、レファレンス先に訂正を依頼する。
- ③ 事務受託者は、報告が遅延したレファレンス先がある場合には、当該レファレンス先に対してレート報告を催促するとともに、日本銀行にその旨を報告する。この場合、当該レファレンス先は、速やかにレート報告を行う。
- ④ 事務受託者は、各レファレンス先から報告されたレートに基づき東京レポ・レートを算出する。

- ⑤ 事務受託者は、日本銀行に、東京レポ・レートおよび各レファレンス先から報告されたレートを電子的通信手段により報告する。
- ⑥ 日本銀行は、⑤により報告を受けたレートの公表を承認する。
- ⑦ 事務受託者は、日本銀行が指定した情報ベンダーに、東京レポ・レートおよび各レファレンス先から報告されたレート（レファレンス先名およびレート）を配信する。
- ⑧ 日本銀行は、東京レポ・レートを日本銀行のホームページに掲載する。

## 東京レポ・レートのレファレンス先選定依頼書

当方は、日本銀行が公表する東京レポ・レート（レファレンス先平均値）のレファレンス先となることを希望します。また、当方は、東京レポ・レートのレファレンス先に選定された場合には、「東京レポ・レート（レファレンス先平均値）のレファレンス先の2007年度公募について」2.（3）に定めるレファレンス先としての役割を遵守します。

2007年 月 日<sup>(注1)</sup>

(金融機関等名)  
(役職名・代表者)

印<sup>(注2)(注3)</sup>

日本銀行金融市場局長 殿

- (注1) 依頼書の提出日を記載してください。この記載がない場合には、日本銀行金融市場局の受付印の日付を提出日とみなします。
- (注2) 頭取、社長、理事長等が記名なつ印または署名してください。
- (注3) 代表者欄への支店長等の代理人名の記載は不可。印章は、日本銀行との当座勘定取引において業務局に届出済の代表者の印鑑届または署名鑑がある場合には、当該印鑑届または署名鑑に押なつしているものとしてください。日本銀行との当座勘定取引において業務局に届出済の代表者の印鑑届または署名鑑がない場合には、代表者の印鑑証明書を添付してください。